

広情個審第27号  
令和元年6月27日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 田邊 誠

公文書不存在決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年9月27日付け広市教学生第61号で諮詢のあったことについて  
は、別添のとおり答申します。

（諮詢第264号事案）

# 答申書

諒問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諒問事案】

平成30年9月27日付け広市教学生第61号の諒問事案（諒問第264号事案）

平成30年3月30日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年4月13日付け広市教学生第29号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定に対する同年7月8日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関が、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の内容

審査請求人の審査請求書における主張は、次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った本件開示請求について、実施機関が行った「公文書不存在通知」の「処分を取り消す。」との裁決を求め、請求している公文書の開示を求める。

### (2) 審査請求の理由

総務省および法務省によれば、

　　服務の宣誓を行った時点で公務員であることが決定づけられる。

　　公務員が行う事務は公務である。

　　公務に関することは職責である。

　　公務員は法令に従って職務を遂行することが義務。

　　公務は、法で「することを妨げない、することができる、しなければならない、する」と定められている事柄を執行する行為であり、またそれら公務についての説明責任がある。

　　公務員の口頭での発言、説明も証明であるとともにこれらの事柄の記録は証拠である。

　　公務員の非行とは、職務上の触法行為だけに止まらず、社会全般において道義にはずれた行為

等を言う。

地方行政庁ならびに公務員は公務に関する疑問や質問に答える義務があり、それを証明する義務も負っている。

なお、これらのことについて、理解が困難であれば、法務省および総務省に照会すれば、解釈することができると思慮する。

これらのこととを鑑みたとき、文書が存在していないことはあろうはずがなく、でなければ地方自治法 第2条14項、刑法193条、民法第1条2項、地方公務員法29条1項2号および3号、地方公務員法32条、刑事訴訟法239条、公務員の非行などに抵触する行為と思慮する。

政府は「一般書籍の記述内容は、諸説あり参考にする程度にしか活用できない」、とくに法解釈を一般書籍で判断することについては最高裁判所では「肯定していない」ではなく「否定している」。

これらのことから、市教委が政府見解と相違する見解で事務を行っていることは自明であり、それらの正当性を明らかにする必要があり、文書不存在という事態にはなり得ないと考える。

広島市は最底辺の事務を担う基礎自治体であり、指定都市といえども横浜市および大阪市と同等の権限移譲を県から受けているわけでもなく、中核市とさほど違いが感じられない、その程度の市教委に与えられている裁量の範囲は限定されているものと考える、政府見解と異なる論を主張するのであれば、その根拠は必要であろうことは明白である。

これらの主張がないのであるならば地方自治法、刑法、民法、地方公務員法、刑事訴訟法、公務員の非行などに抵触する行為と思慮する。

このような触法行為と思慮される行為を行っている場合、一方で「適正に事務を行っている」「適正に判断を行っている」と虚偽主張を繰り返す、さらに市民には法令での決まり事を遵守せよといふのであれば、自分たちが順守しないことについて道義上、信義則上いかがかと考えるのか、このような組織ならびにそれに属する委員会職員は一切の信用に値しないと考える。

教職員は生徒を指導する立場、校長は教職員を指導する立場、教育委員会は校長を指導する立場。

要するに教育委員会は校長を通じて学校組織を指導する立場であり、ひいては間接的に生徒を指導する立場となる。

ルールを守れと言いながら、一方で自分たちは定められてルールを守らない、これら組織が生徒、児童を間接的であれ教育、指導ができるとは到底考えられない、社会規範に対する挑戦であり説明が果たせないであろう。

特に、司法警察権を有する公務員ならびに教員などは社会通念上、より高度な法令順守を求められることは当然であろう。それらを指導する立場でもある教育委員会職員も同等もしくはそれ以上の法令順守を求められていることを否定はできないであろう。最低限の道理、道徳の欠如がうかがえる組織に「適正な事務を行っている」と主張しえるはずもなく、荒唐無稽な主張であることが判る。

少なく見積もっても広島市教育委員会の数々の行為は公序良俗に反しておると思慮する。

このような信用に値しない輩には法判断・法適用を厳格にし、本裁決に当たるべきと考える  
付記

なお、上述について広島市教育委員会生徒指導課との協議に際して広島市教育委員会が口頭で発した事柄や発言と整合性が取れない弁明は厳に慎んでいただきたい。

上記、事実に該当した場合、公務員が宣誓した内容に反する行為と思慮されるので刑法169条違反と思慮される。

なお、これらのことについて、理解が困難であれば、法務省に照会すれば、解釈することができると思慮する。

また、申立人の主張要旨で「申立人の～略～での主張を要約すると」などと申立人の意見をまとめることがないように求める。

例えば申立人の主張を棄却する場合、申立人の意見に対して反論しやすい部分の意見をまとめ、棄却の結論に導きやすいようにしているのではないかという指摘があった場合、それを完全に否定できないのではないかと思料する。

少なくとも、申立人が手間と時間をかけて作成した、申立書の意見については、真摯に見解を頂きたい、反論に値しない項があれば、その項について合理的理由を明示したうえで排すればよいと考えるところである。

さらに、数年前に申立てた異議と直近に申立てた異議の結審について、申立て時期から結審までの期間が到底考えられない程度の差異が見られるところである。

最短で一年程度で結審することができるのであれば、やみくもに時間ばかりかけず、行政不服審査法の趣旨にのっとり直ちに結審いただきたい。

### 3 実施機関の主張要旨

説明書及び口頭意見陳述における実施機関の主張を要約すると、次のとおりである。

請求の対象となっている公文書を保有していないため、申立人の主張には理由がないと考える。

### 4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

一般書籍物の内容をもって根拠とができるものの権限及び根拠となる公文書の開示を求める本件開示請求に対して、請求の対象となっている公文書を保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

したがって、本件開示請求に対して、公文書を不存在とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 3 0 . 9 . 2 7	広市教学生第61号の諮問を受理（諮問第264号で受理）
H 3 1 . 4 . 9 (第1回審査会)	第2部会で審議
R 1 . 5 . 2 8 (第2回審査会)	第2部会で審議
R 1 . 6 . 1 1 (第3回審査会)	第2部会で審議

## 参 考

### 広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿 (五十音順)

氏 名	役 職 名
佐 藤 以 誠	株式会社広島ホームテレビ経営戦略局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
土 井 敬 子	公益社団法人広島消費者協会理事
福永 実	広島大学大学院法務研究科教授